

トヨタ自動車株式会社

「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書」 に係る審査書

電気事業法46条の11の規定に基づき、平成30年9月10日付けでトヨタ自動車株式会社より届出された「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年11月15日
- (2) 愛知県知事意見 * 平成31年3月8日
- (3) 環境大臣意見 * 平成31年3月22日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第4回)
* 令和元年5月15日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

| 顧問の指摘 | 事業者の対応方針 |
|--|---|
| ・本事業は工業専用地域での事業であり、自然地形ではない区域をチュウヒが利用している。また、太陽光発電所の造成によって生息・ねぐら環境が減少してきている。本事業の事後調査において、チュウヒの生息環境の変化を把握する観点から、工事中からチュウヒの行動の実態を調査し、事後調査報告書にその結果を記載すること。事後調査では、チュウヒや水禽類の状況を十分に調査することで、工業専用地域での風力発電事業のモデルケースになる。 | ・事後調査においては、工事中の試運転開始後から実施することとしていますので、鳥類の生息状況等の確認と併せて周辺の開発状況等についても記録する予定です。また、その結果についても報告書において可能な限り公表に努めます。 |
| ・超低周波音の評価手法について、低周波音測定マニュアルに基づいて評価すべきであるため、評価書において修正すること。 | ・評価書において「低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成12年、環境庁)」に基づいた評価に修正します。 |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機から発生する騒音について、Swish 音や純音性成分に係る機種の諸元を記載すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価書段階で得られた諸元について、評価書において記載します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・水質(水の濁り)に係る評価について、沈砂池排水口ではなく公共用水域への排出先における SS 濃度との比較を行うこと。沈砂池排水口の SS 濃度が排水先まで変化しないのであれば、その旨を明記すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価書において、排出先での評価を記載します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・群落組成表については、群落名として適切ではないものも含まれており、自然林から二次林、植林となるよう類型別に並べ替えるなど、再度組み直すこと。人工的なものと自然的なものが混同されており、森林植生と草本植生は別々に組むこと。また、現地の状況に合わせた凡例名にすること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・群落の並び等も含め群落組成表を見直します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・チュウヒ及びビカワウについて、既設の風力発電機周辺における飛翔行動を記載すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・データを再確認し、忌避や迂回等の行動等が確認されていた場合には、評価書において記載します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・生態系に係る解析手法については、Maxent 等の解析モデルを使用する場合は、変数を増やす必要はなく、対象種の生態が分かるような変数に絞ること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価書において、解析に用いる変数等を見直します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査の調査範囲は対象事業実施区域内を予定しているのか。対象事業実施区域内の南側エリアだけを対象とした場合、個体の飛来が減少してもその原因が分からないため、広範囲を対象とすること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査計画は、準備書に記載した現地調査と同等の調査を行う予定ですので、調査範囲も対象事業実施区域及び既設の風力発電機から 3km の範囲とする予定です。 |

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、愛知県知事の意見を勧告するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。